

三重県国民保護計画新旧対照表

番号・修正箇所	新	旧
<p>① p 4 第1編第1章 5 表1-1</p>	<p><u>事態対策本部</u> <u>武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律</u>第10条第1項により設置される組織であり、対処基本方針が定められたときに、当該対処基本方針に係る対処措置の実施を推進する。</p>	<p><u>武力攻撃事態等対策本部</u> <u>武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律</u>第10条第1項により設置される組織であり、対処基本方針が定められたときに、当該対処基本方針に係る対処措置の実施を推進する。</p>
<p>② p 5 第1編第1章 5 表1-1</p>	<p>指定行政機関 対処措置を実施する国の行政機関のうち中央行政機関 内閣府、国家公安委員会、警察庁、金融庁、消費者庁、総務省、消防庁、法務省、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、<u>スポーツ庁</u>、文化庁、厚生労働省、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁、国土交通省、国土地理院、観光庁、気象庁、海上保安庁、環境省、原子力規制委員会、<u>防衛省及び防衛装備庁</u></p>	<p>指定行政機関 対処措置を実施する国の行政機関のうち中央行政機関 内閣府、国家公安委員会、警察庁、金融庁、消費者庁、総務省、消防庁、法務省、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、文化庁、厚生労働省、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁、国土交通省、国土地理院、観光庁、気象庁、海上保安庁、環境省、原子力規制委員会 <u>及び防衛省</u></p>
<p>③ p 11 第1編第3章 表1-5</p>	<p>表1-5 指定公共機関の事務又は業務の大綱 <u>郵便事業を営む者</u></p>	<p>表1-5 指定公共機関の事務又は業務の大綱 <u>日本郵便株式会社</u></p>

新

旧

<p>④ p 1 2 第 1 編第 3 章 表 1 - 6</p>	<p>表 1 - 6 指定地方公共機関の事務又は業務の大綱 一般社団法人三重県 <u>LP</u> ガス協会</p>	<p>表 1 - 6 指定地方公共機関の事業又は業務の大綱 一般社団法人三重県 <u>エルピー</u> ガス協会</p>
<p>⑤ p 1 3 第 1 編第 4 章 (1)</p>	<p>(1) 地形 三重県は近畿地方の南東部に位置する。面積は <u>5,774.41</u>km² であり、南北に細長くその長さはおよそ 170km に及ぶが、東西幅は狭く、30～80km となっている。 ～略～</p>	<p>(1) 地形 三重県は近畿地方の南東部に位置する。面積は <u>5,774.52</u>km² であり、南北に細長くその長さはおよそ 170km に及ぶが、東西幅は狭く、30～80km となっている。 ～略～</p>
<p>⑥ p 1 5 第 1 編第 4 章 (3)</p>	<p>(3) 人口分布 人口は、平成 <u>27</u> 年 10 月 1 日現在で <u>1,815,865</u> 人(男 <u>883,516</u> 人、女 <u>932,349</u> 人)である。県内の最も人口が多い市町は四日市市 (<u>311,031</u> 人) であり、ついで津市 (<u>279,886</u> 人)、鈴鹿市 (<u>196,403</u> 人) の順となっている。人口はこれら県北部から中部にかけての市町に集中している。 年齢別に見ると、全体において 15 歳未満が総人口に占める割合は <u>13.0</u>%、15～<u>64</u> 歳の人口は <u>59.1</u>%、65 歳以上の人口は <u>27.9</u>% となっている。65 歳以上の全国平均は <u>26.6</u>% (平成 <u>27</u> 年) であり、全国平均より高い高齢化率を示してい</p>	<p>(3) 人口分布 人口は、平成 <u>22</u> 年 10 月 1 日現在で <u>1,854,724</u> 人(男 <u>903,398</u> 人、女 <u>951,326</u> 人)である。県内の最も人口が多い市町は四日市市 (<u>307,766</u> 人) であり、ついで津市 (<u>285,746</u> 人)、鈴鹿市 (<u>199,293</u> 人) の順となっている。人口はこれら県北部から中部にかけての市町に集中している。 年齢別に見ると、全体において 15 歳未満が総人口に占める割合は <u>13.7</u>%、15～<u>65</u> 歳の人口は <u>62.0</u>%、65 歳以上の人口は <u>24.3</u>% となっている。65 歳以上の全国平均は <u>23.0</u>% (平成 <u>22</u> 年) であり、全国平均より高い高齢化率を示してい</p>

	<p>る。</p> <p>平成 <u>22</u> 年及び平成 <u>27</u> 年の国勢調査結果を基に <u>各市町の年齢別人口の増減をしてみると、ほとんどの市町</u>において、65 歳以上の人口が増加し、15 歳未満の人口が減少している <u>ことから</u>、今後、さらに高齢化社会への移行が予想されるため、より一層の高齢者等への配慮が必要となる。</p> <p>～略～</p>	<p>る。</p> <p>平成 <u>17</u> 年及び平成 <u>22</u> 年の国勢調査結果を基に <u>増加率を算出すると、大多数の市及び郡部</u>において、65 歳以上の人口が増加 <u>している。</u></p> <p><u>また、15 歳未満の人口が減少している市及び郡部も多く</u>、今後、さらに高齢化社会への移行が予想されるため、より一層の高齢者等への配慮が必要となる。</p> <p>～略～</p>
<p>⑦</p> <p>p 1 6</p> <p>第 1 編第 4 章</p> <p>(4)</p> <p>表 1 - 7</p>	<p>表 1 - 7 地域別昼夜間人口一覧</p> <p><u>別紙のとおり</u></p> <p>備考： 表中のデータは、平成 <u>27</u> 年国勢調査資料を用いた。</p>	<p>表 1 - 7 地域別昼夜間人口一覧</p> <p><u>別紙のとおり</u></p> <p>備考： 表中のデータは、平成 <u>22</u> 年国勢調査資料を用いた。</p>
<p>⑧</p> <p>p 1 6</p> <p>第 1 編第 4 章</p> <p>(5)</p>	<p>(5) 道路の位置等</p> <p>高規格幹線道路は、東名阪自動車道が名古屋市から亀山市までをつないでおり、同市からは新名神高速道路が草津市まで、伊勢自動車道が伊勢市まで至っている。また、伊勢湾岸自動車道が豊田市から四日市市、<u>さらに東海環状自動車道が東員町</u>まで、紀勢自動車道が多気町から尾鷲市まで、熊野尾鷲道路が尾鷲市から熊野市までをつないでいる。</p>	<p>(5) 道路の位置等</p> <p>高規格幹線道路は、東名阪自動車道が名古屋市から亀山市までをつないでおり、同市からは新名神高速道路が草津市まで、伊勢自動車道が伊勢市まで至っている。また、伊勢湾岸自動車道が豊田市から四日市市まで、紀勢自動車道が多気町から尾鷲市まで、熊野尾鷲道路が尾鷲市から熊野市までをつないでいる。</p>

新

旧

<p>⑨ p 1 8 第 1 編第 4 章 (5) 図 1 - 3</p>	<p>図 1 - 3 主な道路網</p> <p><u>別紙のとおり</u></p>	<p>図 1 - 3 主な道路網</p> <p><u>別紙のとおり</u></p>
<p>⑩ p 1 9 第 1 編第 4 章 (6)</p>	<p>(6) 鉄道、港湾の位置等</p> <p>県内に路線を有する鉄道事業者は、東海旅客鉄道株式会社（以下「JR 東海」という。）、西日本旅客鉄道株式会社（以下「JR 西日本」という。）、近畿日本鉄道株式会社（以下「近鉄」という。）、三岐鉄道株式会社（以下「三岐鉄道」という。）、伊勢鉄道株式会社（以下「伊勢鉄道」という。）、養老鉄道株式会社（以下「養老鉄道」という。）、伊賀鉄道株式会社（以下「伊賀鉄道」という。）<u>及び四日市あすなろう鉄道株式会社（以下「あすなろう鉄道」という。）</u>がある。</p> <p>～略～</p> <p>近鉄は、名古屋市から桑名市、四日市市及び津市を經由し、県内を東西に横断して大阪府まで至る名古屋線及び大阪線その他、湯の山線、鈴鹿線、山田線、鳥羽線及び志摩線の合計 <u>7</u> 路線が存在する。</p> <p>～略～</p> <p>伊賀鉄道は、伊賀市内に 1 路線が存在する。<u>あすなろう鉄道は、四日市市内に八王子線及</u></p>	<p>(6) 鉄道、港湾の位置等</p> <p>県内に路線を有する鉄道事業者は、東海旅客鉄道株式会社（以下「JR 東海」という。）、西日本旅客鉄道株式会社（以下「JR 西日本」という。）、近畿日本鉄道株式会社（以下「近鉄」という。）、三岐鉄道株式会社（以下「三岐鉄道」という。）、伊勢鉄道株式会社（以下「伊勢鉄道」という。）、養老鉄道株式会社（以下「養老鉄道」という。）<u>及び伊賀鉄道株式会社（以下「伊賀鉄道」という。）</u>がある。</p> <p>～略～</p> <p>近鉄は、名古屋市から桑名市、四日市市及び津市を經由し、県内を東西に横断して大阪府まで至る名古屋線及び大阪線その他、湯の山線、<u>八王子線、内部線、</u>鈴鹿線、山田線、鳥羽線及び志摩線の合計 <u>9</u> 路線が存在する。</p> <p>～略～</p> <p>伊賀鉄道は、伊賀市内に 1 路線が存在する。</p>

新

旧

	<p><u>び内部線の2路線が存在する。</u></p> <p>鉄道網に関しても、道路網と同様に北部から中央部にかけて多くの路線が存在しているのに対し、南部では、整備されている路線は少ない。</p>	<p>鉄道網に関しても、道路網と同様に北部から中央部にかけて多くの路線が存在しているのに対し、南部では、整備されている路線は少ない。</p>
<p>⑪</p> <p>p 2 0</p> <p>第1編第4章 (6)</p> <p>図1-4</p>	<p>図1-4 鉄道路線及び港湾位置図</p> <p><u>別紙のとおり</u></p>	<p>図1-4 鉄道路線及び港湾位置図</p> <p><u>別紙のとおり</u></p>
<p>⑫</p> <p>p 2 2</p> <p>第1編第4章 (8)</p>	<p>(8) 石油コンビナート等特別防災区域</p> <p>石油コンビナート等特別防災区域は、四日市臨海地区及び尾鷲地区の2箇所が存在する。このうち、四日市臨港地区は、四日市市に位置し、面積 11.01 km²、<u>34</u>の<u>特定事業所(第一種事業所16、第二種事業所18)</u>で形成されており、石油精製及び石油化学を主体とした全国有数のコンビナート地区である。</p> <p>～略～</p>	<p>(8) 石油コンビナート等特別防災区域</p> <p>石油コンビナート等特別防災区域は、四日市臨海地区及び尾鷲地区の2箇所が存在する。このうち、四日市臨港地区は、四日市市に位置し、面積 11.01 km²、<u>50</u>の事業所(<u>このうち35が特定事業所</u>)で形成されており、石油精製及び石油化学を主体とした全国有数のコンビナート地区である。</p> <p>～略～</p>
<p>⑬</p> <p>p 2 2</p> <p>第1編第4章 (8) 表1-8</p>	<p>表1-8 石油コンビナート等特別防災区域概況</p> <p><u>別紙のとおり</u></p>	<p>表1-8 石油コンビナート等特別防災区域概況</p> <p><u>別紙のとおり</u></p>

新

旧

<p>⑭ p 2 9 第 2 編 第 1 章 第 1 1 表 2 - 1</p>	<p>表 2 - 1 県の各部局等における平素の業務</p> <p>※③〇参照</p>	<p>表 2 - 1 県の各部局等における平素の業務</p> <p>※③〇参照</p>
<p>⑮ p 4 0 第 2 編 第 1 章 第 4 1 (3)</p>	<p>(3) 県警察における体制の整備 県警察は、<u>ヘリコプター・テレビシステム</u>、 交通監視カメラ等その保有する手段を活用し、 迅速な情報収集及び連絡を可能とする体制を 整備する。</p>	<p>(3) 県警察における体制の整備 県警察は、<u>ヘリコプターテレビ電送システ ム</u>、交通監視カメラ等その保有する手段を活用 し、迅速な情報収集及び連絡を可能とする体制 を整備する。</p>
<p>⑯ p 4 0 第 2 編 第 1 章 第 4 2 (1)</p>	<p>(1) 警報等の通知先となる関係機関 県は、法第 10 条第 1 項に規定する<u>事態対策 本部</u>の長（以下「国の対策本部長」という。） が発令した警報が消防庁から通知されたとき、 知事が警報の通知を行う市町、指定地方公共機 関等の関係機関の連絡先、連絡方法等を整理す る。</p>	<p>(1) 警報等の通知先となる関係機関 県は、法第 10 条第 1 項に規定する<u>武力攻撃 事態等対策本部</u>の長（以下「国の対策本部長」 という。）が発令した警報が消防庁から通知さ れたとき、知事が警報の通知を行う市町、指定 地方公共機関等の関係機関の連絡先、連絡方法 等を整理する。</p>
<p>⑰ p 4 3 第 2 編 第 1 章 第 5 2 (1)</p>	<p>(1) 県における訓練の実施 ～略～ なお、訓練の実施に当たっては、具体的な事 態を想定し、訓練に関する既存のノウハウを活 用するとともに、消防、県警察、海上保安部、</p>	<p>(1) 県における訓練の実施 ～略～ なお、訓練の実施に当たっては、具体的な事 態を想定し、訓練に関する既存のノウハウを活 用するとともに、消防、県警察、海上保安部、</p>

	<p>自衛隊等<u>関係機関</u>との連携を図り<u>つつ、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等を人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとなるよう努めるものとする。</u></p> <p>訓練を計画するに当たっては、防災訓練における実施項目を参考にしつつ、次に示す訓練を実施する。</p> <p>ア ～略～ イ ～略～ ウ ～略～</p>	<p>自衛隊等との連携を図<u>る。</u></p> <p>訓練を計画するに当たっては、防災訓練における実施項目を参考にしつつ、次に示す訓練を実施する。</p> <p>ア ～略～ イ ～略～ ウ ～略～</p>
<p>⑱ p 4 8 第 2 編 第 2 章 5 (2)</p>	<p>(2) 避難施設の指定に当たっての留意事項 ア ～略～ イ 爆風等からの直接の被害を軽減するための一時的な避難場所としてコンクリート造り等の堅ろうな建築物<u>や地下施設等</u>を指定するよう配慮する。 ウ <u>事態において避難施設に住民を可能な限り受け入れることができるよう、それぞれの施設の収容人数を把握し、一定の地域に避難施設が偏ることのないよう指定するとともに、できるだけ多くの施設の確保に努めるよう配慮する。</u> エ ～略～ オ ～略～</p>	<p>(2) 避難施設の指定に当たっての留意事項 ア ～略～ イ 爆風等からの直接の被害を軽減するための一時的な避難場所としてコンクリート造り等の堅ろうな建築物を指定するよう配慮する。 ウ 一定の地域に避難施設が偏ることのないよう指定するとともに、できるだけ多くの施設の確保に努めるよう配慮する。 エ ～略～ オ ～略～</p>

新

旧

	カ ～略～ キ ～略～ ク ～略～	カ ～略～ キ ～略～ ク ～略～
⑬ p 55、56 第2編第5章 2	2 武力攻撃事態等において住民に期待する 行動等に関する啓発 (1) 住民に期待する行動等の啓発 <u>ア 住民協力についての啓発</u> ～略～ <u>イ 弾道ミサイル発射時にとるべき行動等 の啓発</u> <u>弾道ミサイルによる場合は、警報の発令から 極めて短時間に着弾することが予測されるこ とから、県は、弾道ミサイル発射時に住民が適 切な行動をとることができるよう、市町の協力 を得つつ、全国瞬時警報システム（J－A L E R T）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時 の行動について平素から周知に努めるものと する。</u>	2 武力攻撃事態等において住民に期待する 行動等に関する啓発 (1) 住民に期待する行動等の啓発 ～略～

<p>⑳</p> <p>p 6 3</p> <p>第3編 第2章</p> <p>1</p> <p>図3-2</p>	<p>図3-2 県対策本部の構成</p> <p>※③〇参照</p>	<p>図3-2 県対策本部の構成</p> <p>※③〇参照</p>
<p>㉑</p> <p>p 8 1</p> <p>第3編第5章</p> <p>第2 2</p> <p>(9)</p>	<p>(9) 各攻撃に応じた住民の避難</p> <p>ア 着上陸侵攻の場合 ～略～</p> <p>イ ゲリラ及び特殊部隊による攻撃の場合</p> <p>ア) ～略～</p> <p>イ) ～略～</p> <p>ウ) ～略～</p> <p>ウ 弾道ミサイルによる攻撃の場合（急襲的な航空攻撃の場合も同様）</p> <p>ア) 弾道ミサイル攻撃に伴う警報の発令の場合には、当初は屋内避難が指示されることから、警報と同時に、住民を屋内に避難させることが必要である。<u>屋内避難させる際には、できるだけ、近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設、建築物の地階等に避難させる。</u></p> <p>イ) ～略～</p> <p>エ 武力攻撃原子力災害の場合 ～略～</p> <p>オ NBC攻撃の場合 ～略～</p>	<p>(9) 各攻撃に応じた住民の避難</p> <p>ア 着上陸侵攻の場合 ～略～</p> <p>イ ゲリラ及び特殊部隊による攻撃の場合</p> <p>ア) ～略～</p> <p>イ) ～略～</p> <p>ウ) ～略～</p> <p>ウ 弾道ミサイルによる攻撃の場合（急襲的な航空攻撃の場合も同様）</p> <p>ア) 弾道ミサイル攻撃に伴う警報の発令の場合には、当初は屋内避難が指示されることから、警報と同時に、住民を屋内に避難させることが必要である。<u>このため</u>、近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設、建築物の地階等に避難させる。</p> <p>イ) ～略～</p> <p>エ 武力攻撃原子力災害の場合 ～略～</p> <p>オ NBC攻撃の場合 ～略～</p>

<p>②② p 9 3 第 3 編 第 6 章 4</p>	<p>4 医療活動等を実施する際に特に留意すべき事項 ～略～</p> <p>ア 核攻撃等又は武力攻撃原子力災害の場合の医療活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療関係者からなる救護班による被ばく医療活動の実施 ・ 内閣総理大臣により被ばく医療に係る医療チームが派遣された場合、その指導のもとトリアージ並びに汚染及び被ばくの程度に応じた医療の実施 <p>イ 生物剤による攻撃の場合の医療活動 ～略～</p> <p>ウ 化学剤による攻撃の場合の医療活動 ～略～</p>	<p>4 医療活動等を実施する際に特に留意すべき事項 ～略～</p> <p>ア 核攻撃等又は武力攻撃原子力災害の場合の医療活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療関係者からなる救護班による緊急被ばく医療活動の実施 ・ 内閣総理大臣により緊急被ばく医療派遣チームが派遣された場合、その指導のもとトリアージ並びに汚染及び被ばくの程度に応じた医療の実施 <p>イ 生物剤による攻撃の場合の医療活動 ～略～</p> <p>ウ 化学剤による攻撃の場合の医療活動 ～略～</p>
---	--	---

新

旧

<p>⑳ p 9 8 第 3 編 第 7 章 5 (1)</p>	<p>(1) 市町による安否情報の収集 市町による安否情報の収集は、避難住民の誘導の際に、避難住民等から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳等市町が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報を参考に、避難者名簿を作成するなどにより行うものとする。また、要配慮者が滞在している施設の情報収集に努めるものとする。 ～略～</p>	<p>(1) 市町による安否情報の収集 市町による安否情報の収集は、避難住民の誘導の際に、避難住民等から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳、<u>外国人登録原票</u>等市町が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報を参考に、避難者名簿を作成するなどにより行うものとする。また、要配慮者が滞在している施設の情報収集に努めるものとする。 ～略～</p>
<p>㉑ p 1 0 3 第 3 編 第 8 章 第 1 4 (1) 表 3 - 1 (注 2)</p>	<p>表 3 - 1 (注 2) ここに記載する措置には、指定行政機関及び地方公共団体が事態対処法第 2 条第 <u>8</u> 号の対処措置の用に供する危険物質等に係る措置を含まないものとする。</p>	<p>表 3 - 1 (注 2) ここに記載する措置には、指定行政機関及び地方公共団体が事態対処法第 2 条第 <u>7</u> 号の対処措置の用に供する危険物質等に係る措置を含まないものとする。</p>
<p>㉒ p 1 0 4 第 3 編 第 8 章 第 2 1 (5)</p>	<p>(5) 安定ヨウ素剤の <u>服用</u></p>	<p>(5) 安定ヨウ素剤の <u>配布</u></p>

<p>②⑥ p 1 0 4 第 3 編 第 8 章 第 2 1 (6)</p>	<p>(6) <u>避難退域時検査及び簡易除染</u>の実施 県は、住民に放射線被ばく及び放射能汚染の可能性が生じた場合に備え、<u>避難退域時検査及び簡易除染</u>等の対応可能な施設等との協力体制を検討し、被ばく及び汚染が生じた場合には、原子力災害対策指針に基づき、国及び原子力事業者の指示等の下、市町と連携し、<u>避難退域時検査及び簡易除染</u>を行う。</p>	<p>(6) <u>スクリーニング及び除染</u>の実施 県は、住民に放射線被ばく及び放射能汚染の可能性が生じた場合に備え、<u>スクリーニング及び除染</u>等の対応可能な施設等との協力体制を検討し、被ばく及び汚染が生じた場合には、原子力災害対策指針に基づき、国及び原子力事業者の指示等の下、市町と連携し、<u>スクリーニング及び除染</u>を行う。</p>
<p>②⑦ p 1 0 6 第 3 編 第 8 章 第 2 2 (4)</p>	<p>(4) 汚染原因に応じた対応 ～略～ ア 核攻撃等の場合 ～略～ 県は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の指示等の下、市町と連携し、避難住民等（運送に使用する車両及びその乗務員を含む。）に<u>避難退域時検査及び簡易除染</u>を行うとともに、放射性物質による汚染の拡大を防止するため必要な措置を講じる。 イ 生物剤による攻撃の場合 ～略～ ウ 化学剤による攻撃の場合 ～略～</p>	<p>(4) 汚染原因に応じた対応 ～略～ ア 核攻撃等の場合 ～略～ 県は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の指示等の下、市町と連携し、避難住民等（運送に使用する車両及びその乗務員を含む。）に<u>スクリーニング及び除染</u>を行うとともに、放射性物質による汚染の拡大を防止するため必要な措置を講じる。 イ 生物剤による攻撃の場合 ～略～ ウ 化学剤による攻撃の場合 ～略～</p>

<p>⑳</p> <p>p 1 1 8</p> <p>第 3 編 第 1 0 章</p> <p>(1)</p>	<p>(1) 被災情報の収集及び報告</p> <p>ア ～略～</p> <p>特に、県警察は、交番、駐在所、パトカー等の勤務員を情報収集に当たらせるほか、<u>ヘリコプター・テレビシステム</u>、交通監視カメラ等その保有する手段を活用して情報の収集を行う。</p> <p>イ ～略～</p> <p>ウ ～略～</p> <p>エ ～略～</p> <p>オ ～略～</p>	<p>(1) 被災情報の収集及び報告</p> <p>ア ～略～</p> <p>特に、県警察は、交番、駐在所、パトカー等の勤務員を情報収集に当たらせるほか、<u>ヘリコプターテレビ電送システム</u>、交通監視カメラ等その保有する手段を活用して情報の収集を行う。</p> <p>イ ～略～</p> <p>ウ ～略～</p> <p>エ ～略～</p> <p>オ ～略～</p>
<p>㉑</p> <p>p 1 3 0</p> <p>第 4 編 第 1 章</p> <p>2</p> <p>(2)</p>	<p>(2) 市町及び指定地方公共機関に対する支援</p> <p>県は、水道、電気、ガス、通信等のライフライン事業者である市町、<u>指定地方公共機関並びに電力広域的運営推進機関</u>から応急の復旧のため支援の要請があった場合には、ライフライン施設ごとに要請の内容を把握した上で、要請に応えるよう努める。</p>	<p>(2) 市町及び指定地方公共機関に対する支援</p> <p>県は、水道、電気、ガス、通信等のライフライン事業者である市町<u>並びに</u>指定地方公共機関から応急の復旧のため支援の要請があった場合には、ライフライン施設ごとに要請の内容を把握した上で、要請に応えるよう努める。</p>
<p>㉒</p> <p>p 2 9</p> <p>第 2 編 第 1 章</p> <p>第 1 1</p>	<p>(※組織改正に伴う所管部記載内容の変更)</p> <p><u>医療保健部</u></p> <p><u>子ども・福祉部</u></p> <p>※組織改正に伴い、該当する箇所すべてを所管に応じて修正。</p>	<p>(※組織改正に伴う所管部記載内容の変更)</p> <p><u>健康福祉部</u></p>

別紙（新）

表 1 - 7 地域別昼夜間人口一覽

地域区分	夜間人口	昼間流入人口	昼間流出人口	差引純流入	昼間人口
総 数	<u>1,815,865</u>	<u>33,933</u>	<u>65,023</u>	<u>-31,090</u>	<u>1,784,775</u>
桑名・員弁地域	<u>217,819</u>	<u>43,588</u>	<u>54,040</u>	<u>-10,452</u>	<u>207,367</u>
四日市地域	<u>376,553</u>	<u>67,113</u>	<u>63,742</u>	<u>3,371</u>	<u>379,924</u>
鈴鹿・亀山地域	<u>246,657</u>	<u>38,349</u>	<u>48,158</u>	<u>-9,809</u>	<u>236,848</u>
伊賀地域	<u>169,376</u>	<u>20,189</u>	<u>25,251</u>	<u>-5,062</u>	<u>164,314</u>
津・久居地域	<u>279,886</u>	<u>40,534</u>	<u>31,691</u>	<u>8,843</u>	<u>288,729</u>
松阪・紀勢地域	<u>210,884</u>	<u>31,271</u>	<u>41,713</u>	<u>-10,442</u>	<u>200,442</u>
伊勢志摩地域	<u>243,073</u>	<u>31,807</u>	<u>37,799</u>	<u>-5,992</u>	<u>237,081</u>
尾鷲地域	<u>34,347</u>	<u>3,251</u>	<u>3,224</u>	<u>27</u>	<u>34,374</u>
熊野地域	<u>37,270</u>	<u>4,831</u>	<u>6,405</u>	<u>-1,574</u>	<u>35,696</u>

備考： 表中のデータは、平成27年国勢調査資料を用いた。

また、地域の区分は、三重県勢要覧（平成18年刊）の地域区分を用いた。

別紙（旧）

表 1 - 7 地域別昼夜間人口一覽

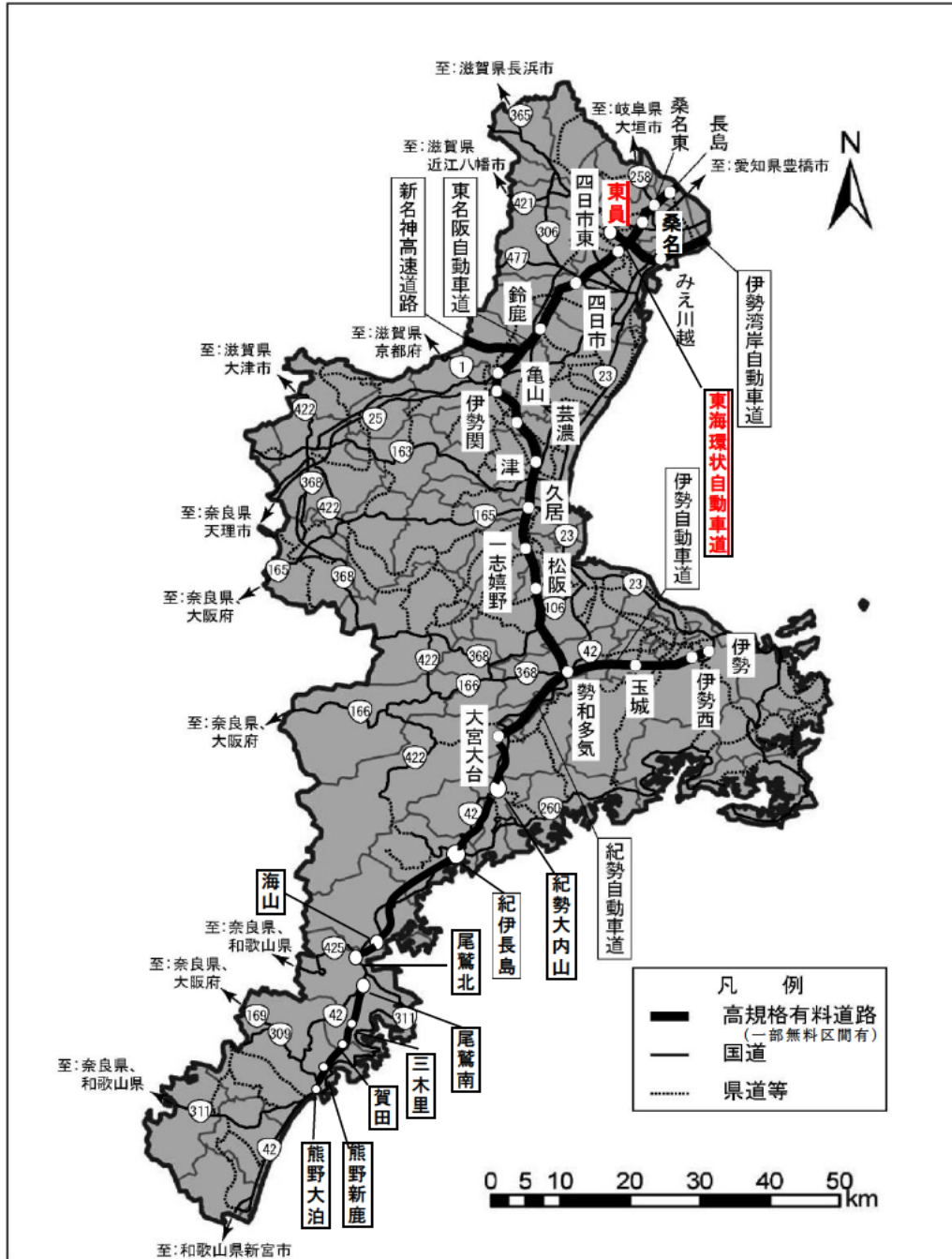
地域区分	夜間人口	昼間流入人口	昼間流出人口	差引純流入	昼間人口
総 数	<u>1,854,724</u>	<u>273,339</u>	<u>307,883</u>	<u>-34,544</u>	<u>1,820,180</u>
桑名・員弁地域	<u>218,490</u>	<u>40,909</u>	<u>53,986</u>	<u>-13,077</u>	<u>205,413</u>
四日市地域	<u>371,373</u>	<u>65,753</u>	<u>61,055</u>	<u>4,698</u>	<u>376,071</u>
鈴鹿・亀山地域	<u>250,316</u>	<u>36,699</u>	<u>46,073</u>	<u>-9,374</u>	<u>240,942</u>
伊賀地域	<u>177,491</u>	<u>19,738</u>	<u>26,892</u>	<u>-7,154</u>	<u>170,337</u>
津・久居地域	<u>285,746</u>	<u>39,272</u>	<u>31,053</u>	<u>8,219</u>	<u>293,965</u>
松阪・紀勢地域	<u>226,550</u>	<u>33,040</u>	<u>42,899</u>	<u>-9,859</u>	<u>216,691</u>
伊勢志摩地域	<u>245,180</u>	<u>29,555</u>	<u>36,126</u>	<u>-6,571</u>	<u>238,609</u>
尾鷲地域	<u>38,644</u>	<u>3,270</u>	<u>3,341</u>	<u>-71</u>	<u>38,573</u>
熊野地域	<u>40,934</u>	<u>5,103</u>	<u>6,458</u>	<u>-1,355</u>	<u>39,579</u>

備考： 表中のデータは、平成22年国勢調査資料を用いた。

また、地域の区分は、三重県勢要覧（平成18年刊）の地域区分を用いた。

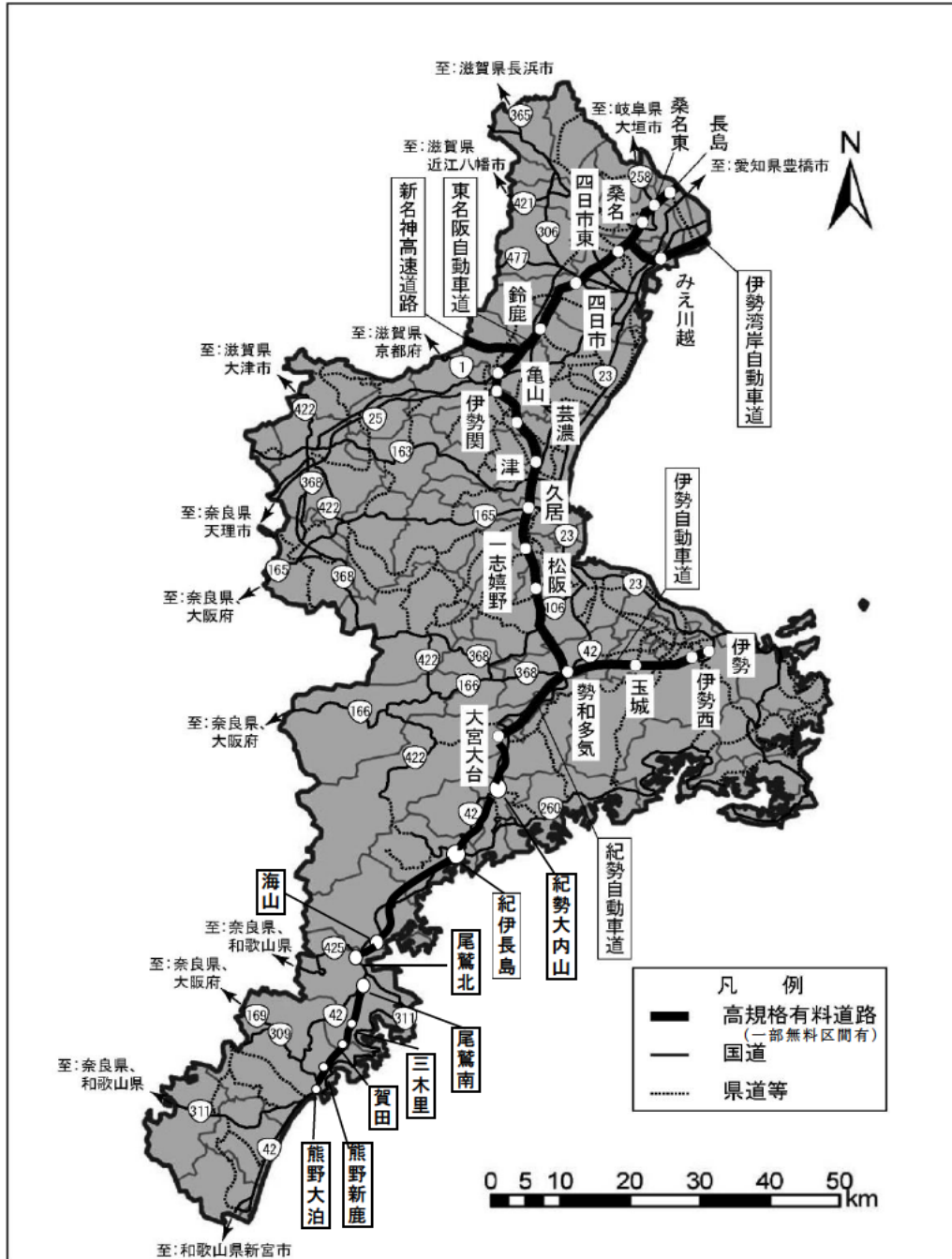
別紙（新）

図 1 - 3 主な道路網



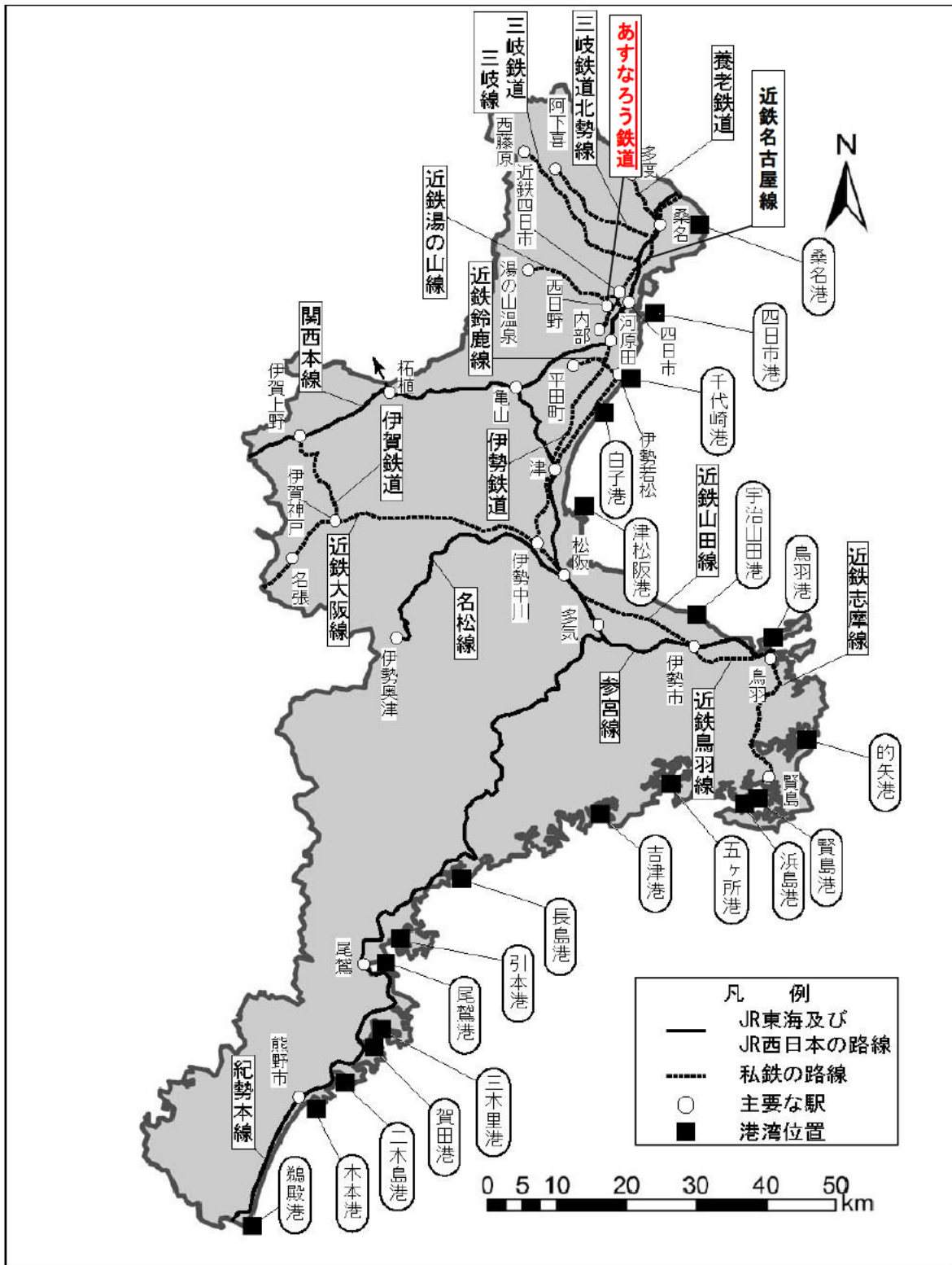
別紙（旧）

図 1 - 3 主な道路網



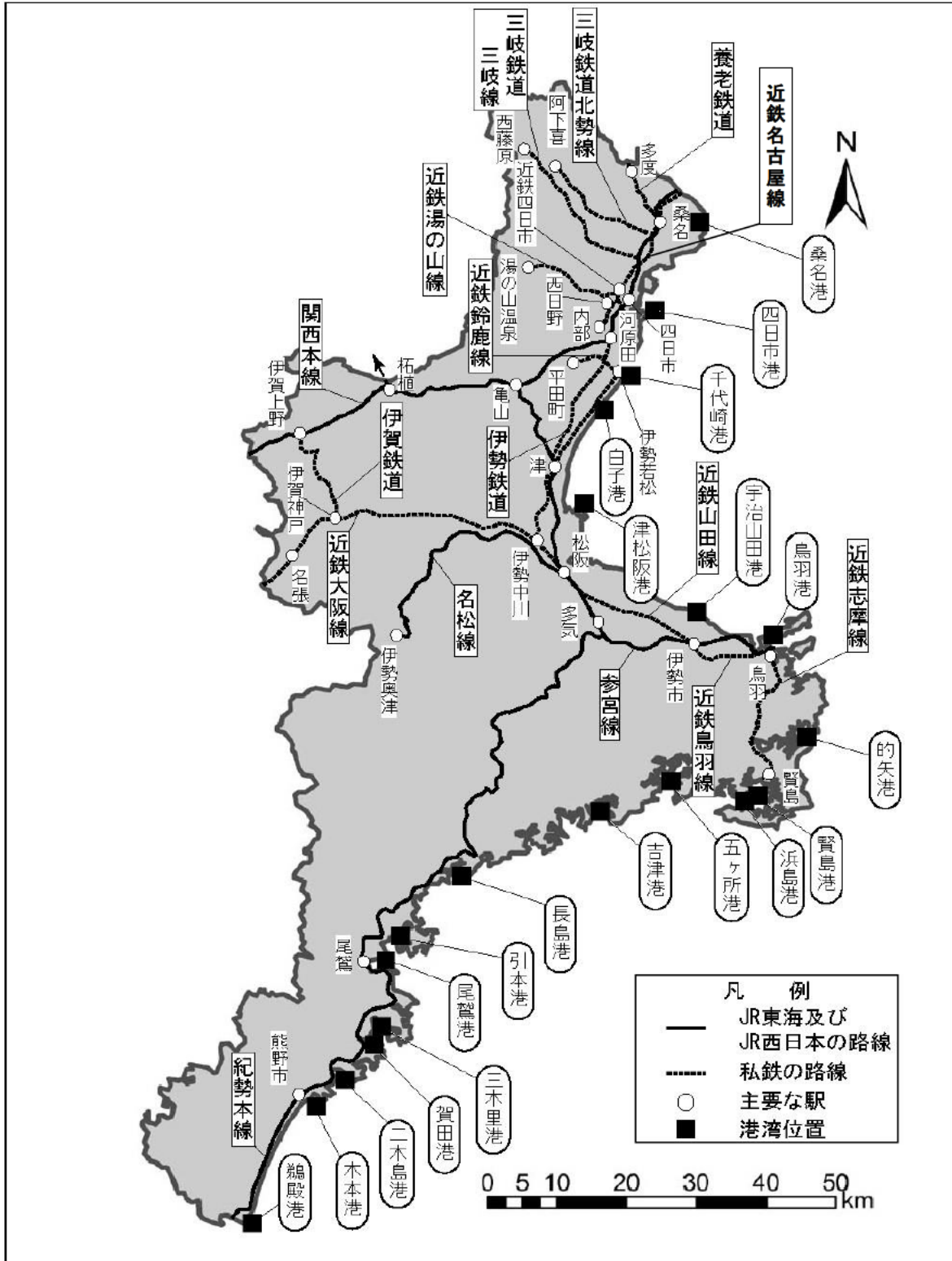
別紙（新）

図 1 - 4 鉄道路線及び港湾位置図



別紙 (旧)

図 1 - 4 鉄道路線及び港湾位置図



別紙（新）

表 1-8 石油コンビナート等特別防災区域概況

区 分	区域面積 (km ²)	貯蔵・取扱・処理量		特定事業所数		
		石油 (千k l)	高压ガス (十万Nm ³)	総数	第1種 事業所	第2種 事業所
四日市臨海地区	11.01	<u>7,011</u>	<u>5,892</u>	<u>34</u>	16	<u>18</u>
尾鷲地区	0.56	<u>663</u>	<u>二</u>	1	1	—
合 計	11.57	<u>7,674</u>	<u>5,892</u>	<u>35</u>	17	<u>18</u>

別紙 (旧)

表 1-8 石油コンビナート等特別防災区域概況

区 分	区域面積 (km ²)	貯蔵・取扱・処理量		事業所数			
		石油 (千 k l)	高圧ガス (+ 万 Nm ³)	総数	特定事業所		その他 事業所
					第 1 種 事業所	第 2 種 事業所	
四日市臨海地区	11.01	<u>7,202</u>	<u>5,937</u>	<u>5 0</u>	1 6	<u>1 9</u>	<u>1 5</u>
尾鷲地区	0.56	<u>669</u>	<u>0</u>	1	1	—	—
合 計	11.57	<u>7,871</u>	<u>5,937</u>	<u>5 1</u>	1 7	<u>1 9</u>	<u>1 5</u>